道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（改訂版）の概要

◎　移譲方針のしくみ

１　将来、道州制が実現した際に、市町村が担うべきと考えられる事務を移譲対象
２　市町村の要望に応じて、希望する権限を移譲する「手挙げ方式」を基本的に維持
３　移譲した事務の処理経費は、「北海道権限移譲事務交付金」により道が措置

◎　改訂のポイント

１　移譲対象拡大のシステム化

現行の移譲リストの対象外となっている権限について、移譲対象への追加を検討

① 市町村から移譲要望があった権限（→ 検討結果についても公表）
② 他都府県において移譲実績のある権限
③ 地方分権改革推進委員会「第一次勧告」で市町村へ移譲すべきと勧告された権限

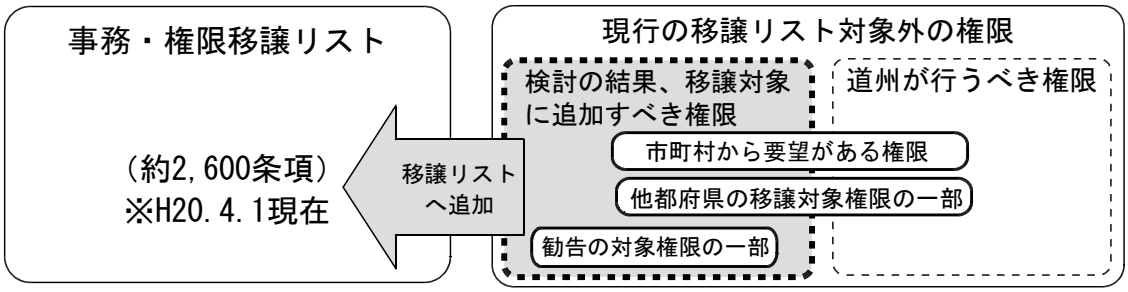

２　移譲を積極的に進めるための働きかけ

(1) 包括単位（パッケージ）による移譲の推進
(2) 重点的に移譲を推進する権限の選定と市町村への要請
(3) 人口規模の大きい市等との個別協議

３　市町村が移譲を受けやすくする環境の整備

(1) 財政的措置
　権限移譲事務交付金の算出根拠（事務処理時間）の提示
(2) 人的措置
　① 権限移譲に伴う新たな道職員派遣制度の創設
　②「道と市町村の職員交流要綱」に基づく相互交流等の推進

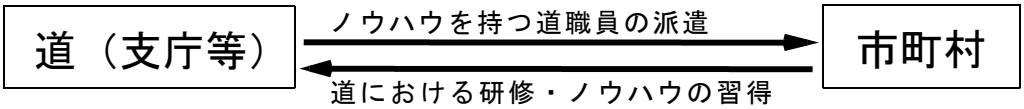

　③ 研修会や講習による実務・実例の習得支援
(3) 市町村との定期的な意見交換会等の実施

※　移譲方針（改訂版）の運用開始時期：平成２１年４月